

成年年齢引き下げに伴う戸籍・国籍関係手続き及びパスポート申請手続き等の変更に関して
(2022年4月から適用)

令和4年3月28日
在ノルウェー大使館

【ポイント】

令和4年(2022年)4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、有効期限10年のパスポート(旅券)の発給申請ができる年齢が18歳以上となる他、一部の戸籍・国籍関係届の届出期限等が変更になります。

【本文】

成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が可決・成立し、令和4年(2022年)4月1日から施行されます。この改正を受け、パスポート(旅券)申請手続き及び一部の戸籍・国籍関係手続きが以下のとおり変更になります。

1 パスポート(旅券)手続きに関する変更点

令和4年(2022年)4月1日以降、旅券発給申請手続きが以下のとおり変更になります。

- (1) 有効期限10年の旅券の発給申請ができる年齢が、20歳以上から18歳以上になります。
- (2) 旅券等の発給申請の際、親権者の同意が不要となる年齢が、20歳以上から18歳以上になります。

2 在外公館にて行う主な戸籍・国籍関係手続きに関する変更点

- (1) 親権に服することがなくなる年齢を20歳から18歳に引き下げ(民法第4条、第818条第1項)

現行の民法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。

- (2) 女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げ(民法第731条)

現行の民法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。

- (3) 分籍をすることができる年齢を20歳から18歳に引き下げ(戸籍法第21条第1項)

現行の戸籍法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。

- (4) 認知された子が国籍を取得することができる年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げ(国籍法第3条第1項)

現行の国籍法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。

- (5) 国籍の選択をすべき期限(国籍法第14条第1項)

現行の国籍法では、重国籍となった時が20歳未満であるときは22歳に達するまで、重国籍となった時が20歳以上であるときは、その時から2年以内とされているところ、改正により、重国籍となった時が18歳未満であるときは20歳に達するまで、重国籍となった時が18歳以上であるときは、その時から2年以内とされます。

なお、これらの届出期限の変更に関して、経過措置が設けられています。詳しくは、国籍 Q & A (法務省ホームページ)をご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a18>

3 その他、関連情報は以下のウェブサイトなどもご活用ください。

○18 歳から“大人”に！成年年齢引下げで変わる事、変わらない事。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

○民法(成年年齢関係)改正 Q&A

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00238.html

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html